

財務省告示第二百九十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年八月三十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年九月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第九十

六回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十六

条第一項及び附則第七十六条第

一項

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札」と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が行われる入

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第 非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

ごとに応募限度額を定めるもの

五

募
入
決
定
の
方
法

に
よ
る
発
行
（
以
下
「
国
債
市
場
特
別
参
加
者
」
と
い
う
。）
非
価
格
競
争
入
札

イ
入
札
競
争

各
申
込
み
の
う
ち
応
募
額
を
順
次
割
り

口
国
債
市
場

各
国
債
市
場
特
別
参
加
者
ご
と
の
応

特
別
参
加

募
限
度
額
の
範
囲
内
に
お
い
て
各
申

非
者
第
一

込
み
の
応
募
額
を
割
り
当
て
る
。

争
入
札
競
争

各
国
債
市
場
特
別
参
加
者
ご
と
の
各
申

非
者
第
一

込
み
の
応
募
額
を
割
り
当
て
る
。

争
入
札
競
争

各
国
債
市
場
特
別
参
加
者
ご
と
の
各
申

六

イ
入
札
競
争

額
面
金
額
で
七
千
三
百
四
十
億
円

入
札
競
争

四
十
六
条
第
一
項
の
規
定
に
基
づ
き

争
入
札
競
争

額
面
金
額
で
六
千
八
百
三
十
七
億
円

非
者
第
一

六
千
八
百
三
十
七
億
円

争
入
札
競
争

六
千
八
百
三
十
七
億
円

口
国
債
市
場

特
別
会
計
に
関
す
る
法
律
第
四
十
六

金
額
で
五
百
二
億
二
千
九
百
十
五
万

円

六
千
八
百
三
十
七
億
円

六
千
八
百
三
十
七
億
円

六
千
八
百
三
十
七
億
円

六
千
八
百
三
十
七
億
円

六
千
八
百
三
十
七
億
円

六
千
八
百
三
十
七
億
円

十 十 十 十
 三 二 口 イ 一
 の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
 払 過 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市 札 格 行 行
 込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 加 場 行 争 格 日
 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

平 成 十 九 年 八 月 三 十 一 日
 十 額 十 額
 四 面 錢 上 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 三
 銭 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 五

(一) 年 二 ・ 一 パーセント
 は、募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加えて、次の算
 式により算出した金額を第二
 十号に規定する期日に払い込
 むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1}{100} \times \frac{72}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 について、前記(一)の算式よ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額
 へただし、当該国債を発行時

十四 初期利子

に おいて 取得 する 者が 非 居住 者 又は 外国 法人 である 場合 に は、前記 (一) の 算式 により 算出 し た 金額 に 当該 非 居住 者 又は 外 国 法人 が 適用 を 受ける 所得 税 の 税率 を 乗じた 金額 を 控除 する こと が できる。

平成 十九 年 十二 月 二十 日 を 支払 期 と し、次 の 算式 により 算出 し た 金額 を 支払 う。ただし、支払 期 が 銀行 休業 日 に 当た る と き は、その 翌 営業 日 に 支払 う (以下、次号 及び 第十六号 において 規定 する 期日 について 同様。)

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{21}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五 第二期以後の利子

毎年 六月 二十 日 及び 十二月 二十 日 を 支払 期 と し、各 支払 期 に お いて、その 日 以前 六月 間 に 属す る 利子 を 支払 う。

平成 十九 年 六月 二十 日 額 面 金額 百 円 につき 百 円

日本 銀行

財務 大臣 から 通知 を 受けた 者

十六 償還金額

平成 十九 年 八月 三十一 日

十七 償還金額

平成 十九 年 六月 二十 日

十八 元利支

平成 十九 年 六月 二十 日

十九 払入札参加

平成 十九 年 八月 三十一 日

二十 払込期日

平成 十九 年 八月 三十一 日